

2025年11月5日

内閣府特命担当大臣（共生社会担当）

黄川田仁志様

内閣府特命担当大臣（防災庁設置準備担当）

赤澤亮正様

カナリア・ネットワーク全国

共同代表 青山和子

共同代表 深谷桂子

避難所運営における化学物質過敏症患者等への配慮の周知を求める意見書

貴府におかれましては、日頃より、内閣の重要政策に関する行政にご尽力いただき、有り難く存じます。

私共は、日用品に含まれる香料や消臭成分等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、2021年に発足した団体、カナリア・ネットワーク全国と申します。（2025年10月末現在、会員数約980人）。被害実態を世に広め、被害者と支援者のネットワークを作り、被害者が置かれている様々な人権侵害の現状について解決を求めて行くことを目的としております。

化学物質過敏症患者等は、障害者差別解消法における合理的配慮の対象となり得ることが、2017年の国会答弁により示されています。ところが、内閣府ホームページや内閣府作成リーフレットには記載がなく、周知されません。事業者のみならず地方行政の職員ですら、認識がない事例が散見されます。

日常生活において、必要な場面で合理的配慮が提供されにくいという問題に加えて、災害時の避難所運営に関しては、生命に関わる事態につながりかねません。香料や消臭成分などの化学物質で体調不良が起きる当事者は、多くの人が集まる避難所に安心して身を寄せることができず、自宅からの避難をためらうケースが考えられ、当会員からも不安の声が上がっています。避難所へ逃げることを躊躇する様ないように、香料等の化学物質の少ない空気環境を提供するなどの、必要な配慮を行うことが求められます。

既に、高知県、兵庫県宝塚市等で、化学物質過敏症患者等に配慮した避難所運営についての取り組みが行われています。本年9月、岡山県も「アレルギーを持つ人に対する配慮と同じように、香害に苦しむ、化学物質過敏症の人への配慮についても市町村等の避難所運営に携わる人に周知する」ことを表明しました。

昨今、全国各地で豪雨災害が多発し、南海トラフ地震発生の可能性が叫ばれています。折しも、来年度の防災庁設置を目前にし、新体制構築の準備中でもあり、化学物質過敏症患者等に配慮した避難所運営の必要性を全国の自治体に周知する好機ではないかと考え、下記の意見を申し述べる次第です。早急に、ご対応いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 避難所運営時には、香料等の化学物質で体調不良を起こす化学物質過敏症患者等を要配慮者として扱い、防災計画や避難所運営マニュアルにも必要な配慮を明記するように、全国の自治体に周知してください。

以上

<資料>

- ・高知県 「避難所における要配慮者支援ガイド」 30～31 ページ

https://www.pref.kochi.lg.jp/do/2020082500159/file_contents/file_2024531515054_1.pdf



- ・高知市 「避難所運営マニュアル」 25 ページ

<https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/127467.pdf>



- ・兵庫県宝塚市 「避難所運営マニュアル」 72 ページ

https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page/001/010/324/r7_manual.pdf



- ・2025年9月25日 「『香害』への対策 岡山県『避難所での配慮を市町村に周知したい』 KSB瀬戸内海放送

<https://news.ksb.co.jp/article/16049947>



<問い合わせ先：カナリア・ネットワーク全国>

<https://canary-network.org/member/contact/>

